主な勤務条件（東京都公立学校業務支援員）

事　　項	内　　容
雇用期間	令和９年１月１２日から令和９年３月３１日まで ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務日数	４８日 各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定する。
勤務時間	１日７時間４５分
休暇等	（有給）　年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）　病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※　病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	月額２０８，１００円（予定） ※　年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり ※　一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給します。
通勤費	第二種報酬（通勤費相当分）を支給する。 ※ 常勤職員に準じて支給する。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年東京都条例第１１４号）及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによる。
社会保険	地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入する。